

日本ロシア思想史学会誌 投稿規定

1. 本誌は『ロシア思想史研究』と称する。
2. 本誌投稿者は原則として会員とする。
3. 本誌の発行は年1回とする。
4. 本誌の編集は編集委員会が行う。
5. 委員会は所定の審査手続きにより投稿原稿の採否を決定する。
6. 本誌に掲載する原稿は未公刊のものに限り、種類は以下のものとする。
 - (1) 研究論文
 - (2) 書評、論文紹介等。
7. 本誌の執筆要項は別に定める。
8. 本規定の改正は、編集委員会の発議により、総会の議決を経て行う。

日本ロシア思想史学会誌 執筆要項

1. 本誌の執筆要項は以下の通りとする。
 - (1) 投稿原稿は国際標準フォーマット (Microsoft Word の XML 形式 (.docx)、Open Office.com Writer の ODF 形式等) による電子原稿とし、必要な場合に印刷済み原稿の提出を求める。
 - (2) 本文が日本語の場合にはロシア語または英語で、本文が外国語の場合には、日本語で表題と要旨をつける。要旨は外国語の場合は 200 語程度、日本語の場合は 300 字程度とする。
 - (3) 原稿中のキーワードを最大 5 つ、要旨の下に記入する。
 - (4) 注は本文の末尾にまとめ、脚注としない。
 - (5) ロシア語または英語の表題を作成する。言語は要旨と同じものとする。
 - (6) 表題、執筆者名、本文、注、参考文献の順に原稿を作成する。英文表題、要旨、キーワードは別紙にて添付する。
 - (7) 原稿の長さは、15 ページ程度とする。
 - (8) 原稿は一切返却しない。
 - (9) 執筆申し込みは 4 月末日とし、原稿提出締め切りは 6 月末日とする。
 - (10) 引用および翻訳にあたって著作権処理の必要がある場合は、執筆者自身が行う。
 - (11) 本誌掲載原稿はインターネット上で公開する。
 - (12) 上記に該当しない事項については適宜編集委員会の判断に委ねる。

日本ロシア思想史学会会則

- 第 1 条 (名称) 本会は「日本ロシア思想史学会」と称する。
- 第 2 条 (目的) 本会はロシア思想史の研究および普及活動を目的とする。
- 第 3 条 (事業) 第 2 条の目的を達成するため、本会は次の事業を行う。
 - ① 研究報告会の開催。
 - ② 機関誌の発行。
 - ③ 共同の研究ならびに調査。
- 第 4 条 (会員) 本会はロシア思想史の研究および普及に従事する正会員をもって組織する。
- 第 5 条 (運営) 本会は毎年 1 回総会を開催し、本会の重要事項について審議する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。議事は出席正会員の過半数の同意をもって決定する。
- 第 6 条 (役員) 本会に次の役員をおく。

代表幹事	1 名
幹事	5 名
- 第 7 条 (役員選挙) 役員は会員による選挙によって選出され、総会の議決を経て承認される。ただし、役員選挙については別に定める。
- 第 8 条 (役員の任期) 役員の任期を 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第 9 条 (事務局) 本会に事務局を設け、本会の事業に関わる事務を執り行うものとする。ただし、事務局の設置については別に定める。
- 第 9 条 (会費) 本会の事業に当てるため、会費を正会員から毎年 1 回徴収する。会費は普通会費を 6,000 円、維持会費を 3,000 円とする。ただし、応分の寄付については、これらのかぎりではない。
- 第 10 条 (会則の改正) 本会則の改正は総会の議決を経て行う。